

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第71号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第3の12の(4)の表6の項を次のように改める。

6 水防法 （昭和24 年法律第 193号。 以下この 項におい て「法」 という。） に関する 事務	(1) 水防管理団体の指定 （法第4条）				○					
	(2) 県の水防計画の策定 及び変更並びに当該水防 計画の要旨の公表（法第 7条第1項及び第7項）			○						
	(3) 2以上の都府県の水 防計画の策定及び変更並 びに当該水防計画の要旨 の公表（法第7条第6項 及び第7項）			○						
	(4) 洪水により相当な損 害を生ずるおそれがある 河川の指定及び当該河川 に係る洪水予報の実施 （法第11条第1項）			○						
	(5) 洪水により相当な損 害を生ずるおそれがある 河川の指定、当該河川に 係る洪水特別警戒水位の 設定並びに洪水に係る水 位情報の通知及び周知 （法第13条第2項）			○						
	(6) 雨水出水により相当 な損害を生ずるおそれ ある公共下水道等の排水 施設等の指定、当該排水 施設等に係る雨水出水特 別警戒水位の設定並びに			○						公園下 水道課 長

雨水出水に係る水位情報の通知及び周知（法第13条の2第1項）										
(7) 高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸の指定、当該海岸に係る高潮特別警戒水位の設定並びに高潮に係る水位情報の通知及び周知（法第13条の3）			○						港湾・海岸課長	
(8) 洪水浸水想定区域の指定及び当該指定の変更（法第14条）			○							
(9) 雨水出水浸水想定区域の指定及び当該指定の変更（法第14条の2）			○						公園下水道課長	
(10) 高潮浸水想定区域の指定及び当該指定の変更（法第14条の3）			○						港湾・海岸課長	
(11) 洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認める河川、湖沼又は海岸の指定及び当該指定に係る公示、水防警報の実施並びに知事がした水防警報に係る関係水防管理者等への通知（法第16条第1項、第3項及び第4項）			○							海岸に係るものについては、港湾・海岸課長に合議する。
(12) 水防計画の策定及び変更に係る指定管理団体の水防管理者からの届出の受理（法第33条第3項）					○					
(13) (1)から(12)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第3の12の(8)の表2の(2)の項中「に係る事業計画についての」を「の事業計画の策定及び変更に係る」に改め、「及び協議を受けた事業計画の変更の協議」を削り、同表の12の(8)の表2の(3)の項中「第25条の3第1項及び第7項」を「第25条の11第1項及び同条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第72号**

**高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項中「第25条の3第2項」を「第25条の11第2項」に、「第25条の3第5項」を「第25条の11第5項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第10号**

**高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

**第4条 削除**

第5条第1項中「又は前条」を削り、同条第2項中「第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては」を削り、「当該申請」を「、当該申請」に改め、「、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

**第6号様式 削除**

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。